

横浜市行政不服審査会答申
(第97号)

令和3年1月19日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、審査請求人が横浜市都筑福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）に対して申請した生活困窮者住居確保給付金支給申請に対し、処分庁が、住居確保給付金不支給決定処分（令和2年8月7日付け都筑生支（住確）第●号。以下「本件処分」という。）をしたことに対し、審査請求人が、当該申請は支給要件を満たすと主張して、本件処分の取消し及び支給決定を求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和2年6月時点において、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給要件を満たしていた。また、処分庁に対し、支給要件を確認するに足る資料を提出していた。にもかかわらず、処分庁が、支給要件を確認するに足る資料の提出がないことを理由に本件処分をしたことは違法又は不当であるから、本件処分を取り消し、支給決定をするべきである。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第13条及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について（社援発0702第2号令和2年7月3日）」の「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和2年7月3日第7版。以下「事務マニュアル」という。）第7-6(3)は、住居確保給付金支給申請者は、①本人確認書類の写し、②離職関係書類、③収入関係書類及び④金融資産関係書類を提出するべきことを定める。

(2) 処分庁は、令和2年6月1日、審査請求人から住居確保給付金制度に係る電話相談を受けて、審査請求人は他県に住宅を所有しており、その住宅を賃貸して賃料収入を得ていること及び当該賃料収入を同住宅の住宅ローン返

済に充てていることを聴取した。

- (3) 「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」の一部修正について（社援地発 0420 第 1 号令和 2 年 4 月 20 日）別添 2「住居確保給付金の支給事務の取扱問答 2020-03」（以下「取扱問答」という。）問 1 (5) - 3 - 2 によれば、賃貸物件に居住中であつたとしても、他県に住宅ローン返済中の住宅を所有し、かつ、これを賃貸して賃料収入を住宅ローン返済に充て、資産形成をしている者は、住居確保給付金の支給対象とはならない。
- (4) また、取扱問答問 1 (5) - 3 - 2 によれば、他県に所有する住宅を賃貸した賃料収入は、審査請求人の収入として算定した場合には、審査請求人は住居確保給付金の支給要件を満たさない可能性があつた。
- (5) 処分庁は、上記(3)及び(4)の事実について確認するため、審査請求人に対し、他県に所有する住宅、住宅ローン及び住宅の賃料に関する資料等の提出を求めたが、審査請求人は資料を提出しなかった。
- (6) 取扱問答問 6 - 6 は、「証拠書類の提出や住居確保等の手続きは申請者が行うものである」と、問 6 - 7 は、「対応しない者に対して、不支給通知書を交付すること及び不支給通知書を交付する期限を設けることは差し支えない」と規定する。処分庁は、審査請求人から提出された資料のみでは住居確保給付金の支給要件を確認することができなかつたため、不支給決定とした。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）

第 3 条第 1 項は、「この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、

心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」と規定する。

イ 法第3条第3項は、「この法律において、「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。」と規定する。

ウ 法第6条第1項は、「都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。」と規定する。
なお、横浜市は、法第4条第1項及び第3項により、都道府県等に含まれる。

エ 法第6条第2項は、「前項に規定するもののほか、（中略）生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。」と規定する。

オ 法第22条第1項は、「都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業（第3条第6項第1号に掲げる事業に限る。）の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。」と規定する。

カ 規則第3条は、次のとおり規定する。

「法第3条第3項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合」

キ 規則第 10 条は、次のとおり規定する。

「法第 6 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第 3 条第 1 号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条及び第 12 条第 1 項において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して 2 年を経過していない者
 - ロ 第 3 条第 2 号に規定する場合 申請日の属する月において、第 3 条第 2 号に規定する状況にある者
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第 3 条第 1 号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者
 - ロ 第 3 条第 2 号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者
- 三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の 1 月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。
- 四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であ

ること。

五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。」

ク 規則第13条は、「生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第1号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。」と規定する。

ケ 事務マニュアル第7-2(1)アは、基本要件として、「①離職等 離職等とは、離職のほか事業を行う個人の当該事業の廃止をいう（則第3条第1号）。離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が減少した時の雇用形態、雇用期間は問わない。ただし、再支給については、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）された場合のみが対象となる。」、「②住居喪失 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。」とする。

コ 事務マニュアル第7-2(1)エは、収入要件のうち、「③ロ）算定する収入の範囲等」として、次のとおり定める。

「a 就労等収入 給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。
また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 公的給付等 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金をいう。

c 親族等からの継続的な仕送り

d 借入金等の取扱い 借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。」

サ 事務マニュアル第7-6(3)は、「支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。」として、「③ 収入関係書類 支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請

日の属する月の収入が確認できる書類の写し」とする。

シ 事務マニュアル第7-6(7)は、「③ 自治体は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第22条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。」とする。

ス 取扱問答問1(5)-3-1は、「(住宅ローンの返済が滞っている者)」について、次のとおり回答する。

「現在持ち家に居住しているが、離職等により収入が減ったことで住宅ローンの返済が滞っている者については、住居確保給付金の支給対象者となるのか。

答 持ち家に現在居住している者が住宅ローンを滞納している場合は、滞納したからといって、直ちに競売手続きということにはならず、何らかの返済困難者対策（元本の繰り延べ、返済期間の延長等）がなされ、それでも滞納状況が改善されない場合は、金融機関より、まず、住宅ローンを滞納している者に対して全部繰上償還請求がなされる。それでも改善されない場合に裁判所による競売手続きとなるのが一般的な流れとなっている。

住宅ローンの契約そのものが金融機関と利用者との間で信頼関係破綻となり、債務不履行となるのは全部繰上償還請求がなされた時以降となることが一般的であるから、全部繰上償還請求がなされた者や、既に当該建物の売却先が決定している、売却予定である等で当該住宅から退去することが確実に見込まれる場合について、住居を喪失する蓋然性が高く、新規に賃貸住宅を借りる必要がある者については、事務マニュアル2(1)の支給要件すべてに該当する場合は、「住居を喪失している者」として支給対象者となる可能性がある。

また、このようなケースで住居確保給付金を受給させた場合は、元々の持ち家に引き続き居座って居住し、住居確保給付金の対象となる賃貸住宅を自分で使用せず、他人に賃貸するという悪質なケースも想定

されるので、抜き打ちで住居確保給付金対象住宅に受給者本人が居住しているかどうか確認を行い、不適正受給が行われないようにされたい。」

セ 取扱問答問 1 (5) - 3 - 2 は、「(住宅ローンの返済が滞っている者 2)」について、次のとおり回答する。

「(独)住宅金融支援機構の住宅ローンにより住宅を取得した者が、所有する家から転居し、融資対象住宅を他人に賃貸して別途民間賃貸住宅を借りる場合、住居確保給付金の支給対象者となるのか。

答 住宅ローンの返済困難者への対応については問 1 (4) - 3 - 1 (引用注：問 1 (5) - 3 - 1 の誤りと思われる。)においてお示ししているところであるが、(独)住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)(以下「支援機構」という。)の住宅ローン(住宅金融公庫時代の融資も含む)により住宅を取得している者が支援機構に届け出た上で当該住宅から一時的に転居し、住宅ローン返済継続のために当該住宅を賃貸している際に住居確保給付金の受給を希望された場合の対応については、給付することによって間接的に個人の住宅ローン返済に充当されることとなることから、住居確保給付金の支給対象とはならないのでご留意頂きたい。」

ソ 取扱問答問 1 (5) - 6 は、「(「居住可能な住宅」かどうかの判断)」について、次のとおり回答する。

「事務マニュアル 2 (1) ア②の「居住可能な住宅」とはどのように判断するのか。

答 当該支給要件は、申請者が新しく居住する地で住宅を賃借して求職活動を行うとしても、所有している住宅を起点に求職活動を行うことが可能である場合には、支給する必要はない。一方で、郷里に住宅を所有しているが、別の土地で住宅を賃借して就労している又は求職活動をしている場合(いわゆる出稼ぎ者など)については、例えば、出稼ぎ先で会社の寮を追い出されたことで住宅に困窮している可能性が考えられる場合、本事業の趣旨に合致することから、支給対象者として差し支えない。「居住可能な住宅」かどうかについては、上記の趣旨にかんがみ、住居確保給付金を受給しながら求職活動を行おうと

している地域と、所有する住宅の距離等を勘案していただきたい。常識的に求職活動が可能と判断される場所に「居住可能な住宅」を所有している場合には、住居確保給付金の対象外とすべきである。」

タ 取扱問答問6-6は、「(支給申請後に手続きを進めない者)」について、次のとおり回答する。

「住居確保給付金の支給申請後、証拠書類の提出や住居確保等の手続きを進めない者に対する対応如何。

答 住居確保給付金の支給は、住居及び就労機会確保への支援を目的とした自治体からの給付であり、証拠書類の提出や住居確保等の手続きは申請者が行うものである。手続きが滞っている者に対しては、できるだけ、電話確認を行う等状況等を確認し、支援に向けた助言を行うものとする。」

チ 取扱問答問6-7は、「(支給申請後に手続きを進めない者2)」について、次のとおり回答する。

「問6-6において、支給申請後に手続きを進めない者に対する対応等が示されているが、住居確保給付金不支給通知書を交付することとする期限を自治体で定めていいか。また、一定期間を要した後に手続きが進んだ場合は、支給額を遡及して支給することとなるのか。

答 (1) 不支給通知書の交付

支給申請後に手続きが滞っている者に対しては、できるだけ支援に向けた助言を行うものとしているところであるが、対応しない者に対して、不支給通知書を交付すること及び不支給通知書を交付する期限を設けることは差し支えない。

(2) 支給額の遡及支給

支給開始月については、対象となる家賃に対して前月支給とするのか当月支給とするのか、審査手続き等に要する日数等の状況を踏まえて、個別にご判断いただきたい。

また、住居確保給付金は過去の家賃滞納分には充当できないものとしているところである。

よって、支給申請後に手続きを進めない者については、支給額を遡及して支給することは想定していない。」

ツ 「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」(平成 27 年 3 月 19 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)問 96-3 は、「住居確保給付金等には資産・収入要件が設けられているが、生活保護と同様に、すべての申請者に対し調査を行う必要があるのか」との問いに対し、「(答) 支給事務の適正な実施に努めていただきたいが、基本的には、本人の申告に基づき審査を行い、申請内容が虚偽であることが疑われる場合など、必要な場合に報告を求めることで足りると考える。」とする。

(2) 認められる事実

ア 審査請求人は、令和 2 年 6 月 1 日、処分庁に架電し、①世帯構成は単身世帯であること、②住居の状況として、家賃 137,000 円の賃貸住宅に居住しており、6 月分までの家賃を支払い済みで未納はないこと、③従前は月収 20 万円程度あったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和 2 年 5 月は 2 回しか働けず、6 月 10 日支払予定の給与収入は 3 万円程度の見込みであること、④愛知県小牧市に所有不動産があり、当該不動産を令和 2 年 4 月頃から賃貸して 1 か月 10 万円程度の家賃収入があること、⑤当該不動産の住宅ローンとして 1 か月 13 万円を支払っていること、⑥当該不動産は、以前、審査請求人が両親とともに生活していた住居であるが、審査請求人と両親は、5 年半前に姉の居住する横浜市都筑区に転居し、当該不動産はその後売却できなかつたため令和 2 年 4 月頃から賃貸を始めたこと、について申し述べた。

イ 処分庁は、令和 2 年 6 月 2 日、審査請求人に架電し、審査請求人に対し、ローン付きの所有不動産を賃貸に出し、ローン返済額が賃料収入を上回っている状況ではあるが、ローンを返済することは資産形成であると評価されるため、資産形成をしながら住居確保給付金を受給することは認められないとの見解を示した。これに対し、審査請求人は、ローンを支払わなければすぐに所有不動産を競売にかけられてしまうので、所有不動産は資産ではない、賃料収入は令和 2 年 5 月からしか満額を受け取っていない、賃料収入を親族名義口座に入金すれば収入として算定されないのであればそのほうがよかった等と述べて、処分庁に再考を求めた。

ウ 処分庁は、令和 2 年 6 月 4 日、審査請求人に架電し、再度、上記イの見解について説明した。審査請求人は、納得できないとして、来所での対応

を申し入れた。

エ 審査請求人が、令和2年6月5日、横浜市健康福祉局生活支援課に住居確保給付金制度について問い合わせをしたため、処分庁は、同月8日、審査請求人に架電し、取扱問答問1(5)-3-2を提示して、再度、上記イの取扱いについて説明した。審査請求人は、納得できないと述べた。

オ 審査請求人は、令和2年6月9日、処分庁に架電し、厚生労働省は住宅ローンを完済すれば住居確保給付金制度の対象となるとの見解を示した旨述べた。

カ 審査請求人は、令和2年6月16日、郵送により、処分庁に生活困窮者住居確保給付金申請書を提出した。当該申請書とともに、「住居確保給付金申請時確認書」、「入居住宅に関する状況通知書」、「就業機会の減少に関する申立書」、運転免許証の写し、通帳(A銀行及びB銀行)の写し、直近3か月間の給与明細書の写しが提出された。

キ 処分庁は、令和2年6月18日、審査請求人に架電し、支給決定の判断のために、審査請求人が所有する不動産、当該不動産の住宅ローン及び当該不動産を賃貸した賃料収入に関する資料等の提出を求めた。審査請求人は、これらの資料は個人情報であり提出したくない等として、提出を拒んだ。

ク 処分庁は、令和2年7月17日付けで、審査請求人に対し、「住居確保給付金ご申請のお取り扱いについて(通知)」と題する書面を送付し、支給決定の判断のために不足する書類がある旨、これを同月31日を期限として提出して欲しい旨及び当該期限までに書類が提出されない場合には不支給決定がされる見通しである旨を示した。

ケ 審査請求人は、令和2年7月30日、処分庁に架電し、不足書類が何かを問い合わせ、また、住宅ローンがあると住居確保給付金制度の支給対象とならないのかとの確認をした。これに対し、処分庁は、提出を求める不足書類について、審査請求人が所有する不動産の住宅ローン及び当該不動産を賃貸した賃料収入に関する資料等であると説明し、また、支給決定については、提出された書類で判断する旨回答した。

コ その後、審査請求人から処分庁に対して書類の提出はなかった。

サ 処分庁は、令和2年8月7日付けで、審査請求人に対し、本件処分をし

た。

(3) 争点に対する判断

ア 本件は、上記(2)アのとおり、審査請求人から処分庁に対し、審査請求人は、①他県に不動産を所有していること、②当該不動産のための住宅ローンを返済中であること、③当該不動産を賃貸して賃料収入があること、④当該賃料収入を住宅ローンの返済に充てていること等の事実(以下①から④までをまとめて「本件事実」という。)について情報提供があった事案である。

イ 上記(1)シ及びツに照らすと、処分庁は、住居確保給付金の支給要件について判断する場合、原則として本人の申告に基づき判断するものであるが、必要に応じて調査を実施して、支給事務の適正な実施に努めなければならない。そうすると、本人から支給要件の判断に必要な情報の提供があった場合には、処分庁は、当該情報について本人に事実確認をするなど必要な調査を実施し、事実に基づいて支給要件を判断しなければならない。

ウ この点、審査請求人は、令和2年6月当時に住居確保給付金の支給要件を満たしていたし、処分庁に対し、支給要件を判断するに足る資料を提出していたと主張する。

そこで、本件事実は支給要件の判断に必要な情報であったか否か、すなわち、本件事実に係る資料がなくとも処分庁は支給要件を判断することができたのか、それとも、処分庁は本件事実について調査しなければ支給要件の判断をすることができず、支給要件について判断するために審査請求人に対して書類等の提出を求めたことが適正だったかについて検討する。

エ 住居確保給付金の支給要件は、上記(1)アからクまでのとおりである。本件では、これらのうち、法第3条第1項、第3項及び第6条に規定する「生活困窮者」並びに法第3条第3項に規定する「居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったもの」(以下「住居喪失」という。)に該当するかがそれぞれ問題となる。

オ 「生活困窮者」該当性について

(ア) 規則第10条第3号に定める収入要件について、上記(1)コのとおり、不動産収入(賃料収入等)は、事務マニュアルにおいて、算定する収入

の範囲等に含まれるか否か明確に記載されていない。

- (イ) これは、住居確保給付金は、住居喪失の場合に支給されるものであることから、現に居住している建物以外の不動産を所有し、不動産収入があることを一般的に想定しないために記載がないものと考えられる。
- (ウ) そこで、不動産収入を収入として算定する範囲に含めるべきか検討するに、事務マニュアルにおいては、就労等収入、公的給付等、親族等からの仕送り、借入金等につき、これらを継続的に給付されるものと臨時的に給付されるものとに区分し、前者を収入として算定し、後者を収入として算定しないこととされている。このような事務マニュアルの区分に鑑みれば、継続的に支払われる不動産収入は住居確保給付金に係る収入要件において算定する範囲に含まれると解するのが相当である。
- (エ) そうすると、不動産収入の有無は、生活困窮者該当性の判断に必要な事実である。
- (オ) よって、処分庁が、審査請求人に対し、不動産収入の有無を確認するための書類、例えば、所有不動産の賃貸借契約書等の提出を求め、不動産収入の有無及びその金額を確認することは相当である。

カ 「住居喪失」 該当性について

- (ア) 法第3条第3項の「居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの」に該当するか否かについて判断するためには、就労又は就職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないことを確認する必要がある。
- (イ) 上記(1)ソの取扱問答問1(5)－6に照らしても、所有する不動産が就労している場所から相当に遠隔地に所在する場合には、居住可能な住宅を所有していないものと解される。
- (ウ) そうすると、審査請求人が不動産を所有している可能性がある場合には、処分庁は、当該不動産の所在地や現在の利用方法等の事情から、当該不動産が居住可能な住宅に該当するか否かを判断する必要がある。
- (エ) よって、処分庁は、審査請求人に対し、所有不動産に係る資料の提出を求めることは相当である。

キ 以上のとおり、本件事実のうち、処分庁は、少なくとも上記ア①及び③の事実を確認することなく支給要件を判断することはできないと認められる。

ク よって、処分庁がこれらの事実を確認するために、審査請求人に対して書類等の提出を求めたことは相当である。また、規則第 13 条は生活困窮者住居確保給付金支給申請の際の添付書類の提出義務を規定し、添付書類については不動産収入の有無を確認するための書類及び所有不動産に係る資料が該当することは上記オ及びカのとおりである。そうすると、審査請求人は、当該申請の際には、これらの資料を提出する義務があるが、処分庁がこれらの資料の提出を求めたにもかかわらず、審査請求人がこれに応じず、住居確保給付金の支給要件を立証しなかったために、処分庁が支給要件該当性を判断することができなくなったのであるから、本件処分をしたことは適法かつ妥当である。

(4) 結語

以上によれば、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年9月7日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年9月28日	・ 弁明書等の受理
令和2年10月6日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年10月28日	・ 証拠書類提出の求め
令和2年11月6日	・ 反論書の受理
令和2年11月11日	・ 反論書の送付
令和2年12月9日	・ 審理手続の終結
令和2年12月14日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年12月15日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年1月19日	・ 調査審議